

広島県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

大竹市黒川三丁目三〇一の三、三〇一の一五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅